

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 職業安定部

1. 新規高卒者等就職面接会を開催します。

資料No1

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

- 来春高等学校卒業予定者及び既卒3年以内の方を対象とする就職面接会を開催します。

会場名	開催日時	開催場所	問い合わせ先
会津若松会場	令和6年10月21日 (月) 13:00~15:00	会津アピオスペース	ハローワーク会津若松 TEL0242-26-3333
福島会場	令和6年10月22日 (火) 13:00~16:00	コラッセふくしま	福島新卒応援 ハローワーク TEL024-529-7649
郡山会場	令和6年10月23日 (水) 13:00~16:30	ビッグパレット ふくしま	郡山新卒応援 ハローワーク TEL024-927-4633
いわき会場	令和6年10月30日 (水) 13:00~15:30	いわき産業創造館 LATOV6階	ハローワークいわき TEL0246-23-1421

2. ふくしま合同就職面接会&業界説明会を開催します。

資料No2

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

- 来春大学等卒業予定者などを対象とした就職面接会を開催します。また、大学3年生など、卒業年次前の学生に対しては、当日参加企業がその業界の説明を行います。

開催日時	開催場所	参加企業数(予定)
令和6年10月14日(月) 13:00~16:00	ビッグパレットふくしま	50社
令和6年11月24日(日) 13:00~16:00	ビッグパレットふくしま	30社

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 職業安定部

3. 「ユースエール認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。
担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業を認定しました。

- 交付式日時 令和6年10月25日（金）14：00予定
- 会 場 福島第二地方合同庁舎 3階会議室
- 認定企業
株式会社アムーヴ（警備業・派遣業）
所在地 いわき市泉町下川字須賀蛭535-1
従業員（常用労働者）数 71名
【認定年月日 令和6年8月27日】

株式会社インフォメーション・ネットワーク福島
（情報通信業）
所在地 福島市山下町5-10 NTT山下第2ビル
従業員（常用労働者）数 33名
【認定年月日 令和6年9月18日】

有限会社吉田工業（機械器具設置工事業）
所在地 いわき市植田町西荒田24-1
従業員（常用労働者）数 65名
【認定年月日 令和6年9月19日】

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 職業安定部

4. 県内各ハローワークで「障害者就職面接会」を開催します。

担当：職業対策課 高羽 電話：024-529-5463

資料No3

ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河・須賀川・二本松・相双が各地のイベント会場において集合型就職面接会を開催します。

お仕事を探している障害のある方と企業の採用ご担当者が、直接会って話ができる機会となります。

※各会場の開催日等については、別添の案内リーフレットをご覧ください。

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 職業安定部

5. 「学びへGo！」キャンペーンについて

公的職業訓練の受講促進及びリ・スキリングによる能力向上支援の促進等のために、令和6年10月1日～12月31日までを「学びへGo！」キャンペーン期間として、人材開発各種支援策を一層推進するための取り組みを実施します。

(1) ハロートレーニング出張相談会、集中広報活動を実施します。

担当：訓練課 渡部 電話：024-536-7733

公的職業訓練の制度及び開講コース等の各種情報について、広く地域住民への周知を図り職業訓練の受講を促進するため、ハローワークの主催によりスーパー等の商業施設や公共施設を主な会場として出張相談会を開催します。

安定所名	開催日	開催時間	開催場所
二本松	令和6年10月10日(木) 令和6年10月11日(金)	13:00～ 16:30	ベイシアスーパーセンター安達店
相 双	令和6年10月31日(木)	9:30～ 12:30	道の駅南相馬(イベントコーナー)
いわき	①令和6年11月8日(金) ②令和6年11月12日(火) ③令和6年11月13日(水)	14:00～ 16:00	①ヨークベニマル谷川瀬店 ②LATOV(ラブコーポレーション) ③マルト中岡店
須賀川	令和6年11月8日(金)	13:30～ 15:30	須賀川市労働福祉会館 「介護就職デイ 介護事業所面接会」と同時開催
郡 山	令和6年11月15日(金) 令和6年11月16日(土)	10:00～ 16:00	ザ・モール郡山(1階正面玄関)
福 島	令和6年11月1日(金) 令和6年11月30日(土)	—	福島交通 飯坂電車、バス、福島駅 にポスター掲示
会津若松	令和6年11月 ※日時未定	—	会津地域コミュニティFM「FM会(愛'S)津」によるラジオ放送

※白河会場については、8月に先行し開催済み。

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 職業安定部

5. 「学びへGo！」キャンペーンについて

(2) 福島県地域職業能力開発促進協議会を開催します。

担当：訓練課 佐野 電話：024-536-7733

福島県内の関係機関の参画を受け、公的職業訓練の効果の把握・検証等を通じた訓練内容の改善等の協議を行い、地域のニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するために開催します。

また、これらの協議等を踏まえて、来年度（令和7年度）の福島県地域職業訓練計画の策定方針を決定することとしています。

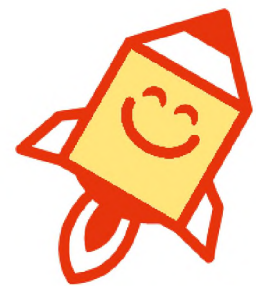
◇開催日時 令和6年11月8日（金） 13：30～15：30

◇開催場所 ラコパふくしま 5階 会議室AB

◇構成員 学識経験者、事業主団体、労働者団体、職業訓練・教育訓練実施団体実施団体等、民間職業紹介事業者、福島県、福島労働局



ハートレーニング
—— 急がば学べ ——



福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

2 職業安定部

●年収の壁 突破しませんか

～キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」のご案内～

担当：職業対策課 根本 電話：024-529-5409

資料No4

106万円の壁を意識せずに働ける環境づくりを後押しします！

●新たに加入対象となる労働者を加入させるとともに、収入増加に取り組んだ事業主は、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」を活用できます。

受給にあたっては、要領等に規定する要件を満たす必要がありますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

事業主の皆様へ 厚生労働省 福島労働局

【令和6年7月版】

年収の壁対策として 労働者1人につき最大50万円助成します！

年収の壁対策の取組を行うことで、
労働者1人につき、年収の壁を突破しやすくなります。年収の壁突破が容易になります。

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

当令第6条10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 事務等労務メニュー

要件	1人当たり 助成額	適用労働者の 人数	1人当たりの 助成額
1 賃金の5%増上率を達成	10万円	4名以上	30万円
2 賃金の5%増上率を達成	20万円	1名以上	
3 賃金の5%増上率を達成	20万円	2名以上	
4 賃金の5%増上率を達成	30万円	1名以上	30万円

(2) 労働時間短縮メニュー

要件	1人当たり 助成額	適用労働者の 人数	1人当たりの 助成額
1 労働時間短縮率を達成	10万円	4名以上	30万円
2 労働時間短縮率を達成	20万円	1名以上	
3 労働時間短縮率を達成	20万円	2名以上	
4 労働時間短縮率を達成	30万円	1名以上	30万円

※助成金の申請は、令和6年10月1日以前に行ってください。

【対象者】 令和6年10月1日現在、雇用主が社会保険に加入している労働者（パート・アルバイトを含む）

【対象外】 令和6年10月1日以前に加入している労働者、パート・アルバイト、役員、役員候補者、役員候補者候補者、役員候補者候補者候補者、役員候補者候補者候補者候補者

【申請方法】 令和6年10月1日以前に雇用主が社会保険に加入している労働者に対して、本助成金を活用するための申請を行うこととなります。

【対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法】

○月1日現在雇用主の標準料を定める賃金規定（賃金テーブル等）を段階改定する場合、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）を併用することもできます。

【対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法】

○月1日現在雇用主の標準料を定める賃金規定（賃金テーブル等）を段階改定する場合、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）を併用することもできます。

【対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法】

○月1日現在雇用主の標準料を定める賃金規定（賃金テーブル等）を段階改定する場合、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）を併用することもできます。

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

2 雇用環境・均等室

1. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2024 10月度 (ZOOM)」を開催します。
担当：雇用環境・均等室 幕田 電話：024-536-4609

資料No5

令和7年4月1日から施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法や、令和6年11月から施行されるフリーランス法について、企業の皆様に理解を深めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンラインセミナー (ZOOM) を開催することとしましたのでお知らせします。

○セミナー日程 (各回定員100名まで)

令和6年10月11日 (金) 午後2時～午後4時
令和6年10月16日 (水) 午後2時～午後4時
令和6年10月21日 (月) 午後2時～午後4時

○セミナー内容

- ・令和7年4月施行 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法
- ・令和6年11月施行 フリーランス法
- ・育児休業復帰支援プランと助成金の活用について

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

2 雇用環境・均等室

2. 「くるみん認定」認定通知書交付式を開催

担当：雇用環境・均等室 幕田 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定し、認定通知書交付式を開催いたします。

○くるみん認定企業

- ・福島サンケン 株式会社（二本松市）【令和6年8月6日認定】
- ・ひまわり信用金庫（いわき市）【令和6年9月6日認定】



○認定通知書交付式

日時 令和6年10月3日（木） 午後2時00分から

会場 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 1階会議室

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

2 雇用環境・均等室

3. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

担当：雇用環境・均等室 安保 電話：024-536-2777

資料No6

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 厚生労働省（福島労働局）では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行っております。



1 労働基準部

1. 福島県最低賃金が955円（時間額）になります。

担当：賃金室 橋本 電話：024-536-4604

資料No7

- 前回（8月30日）の定例報告会でお伝えしましたが、福島県最低賃金は、10月5日から、現行の900円から55円引き上げて

955円（時間額）

になります。

- 福島県最低賃金は、パートやアルバイトなどを含めた福島県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。
- 最低賃金・賃金の引き上げについては、労務費の転嫁に係る価格交渉について指針が定められ、また、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」など、賃金引上げのための支援施策などがあります。

最寄りの労働基準監督署・ハローワークにご相談ください。

1 労働基準部

1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（8月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1506	8	1673	13	-167	-10
製造業		263	1	286	2	-23	-8
鉱業		4	0	2	0	2	100
建設業		192	5	209	5	-17	-8.1
運輸交通業		167	1	142	3	25	17.6
貨物取扱業		10	0	7	0	3	42.9
農林業		31	0	37	1	-6	-16.2
畜産・水産業		14	0	14	0	0	0
上記以外の事業小計		825	1	976	2	-151	-15.5
商業		194	1	197	1	-3	-1.5
金融広告業		7	0	5	0	2	40
保健衛生業		395	0	523	0	-128	-24.5
接客娯楽業		83	0	83	0	0	0
清掃・と畜業		81	0	70	0	11	15.7
上記以外の事業		65	0	98	1	-33	-33.7

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（8月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1247	8	1263	13	-16	-1.3
製造業		262	1	286	2	-24	-8.4
鉱業		4	0	2	0	2	100
建設業		192	5	197	5	-5	-2.5
運輸交通業		164	1	142	3	22	15.5
貨物取扱業		10	0	7	0	3	42.9
農林業		31	0	37	1	-6	-16.2
畜産・水産業		14	0	14	0	0	0
上記以外の事業小計		570	1	578	2	-8	-1.4
商業		194	1	196	1	-2	-1
金融広告業		7	0	5	0	2	40
保健衛生業		144	0	140	0	4	2.9
接客娯楽業		83	0	83	0	0	0
清掃・と畜業		81	0	59	0	22	37.3
上記以外の事業		61	0	95	1	-34	-35.8

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

2. 安全衛生に係る福島労働局長表彰の伝達授与式

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

資料No8

福島労働局では、毎年、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功績者などに対して、福島労働局長表彰を行っています。

このたび令和6年度における受賞者を別添公表資料のとおり発表いたしました。各受賞者に対する表彰式を下記のとおり行います。

- 日時
令和6年10月1日（火）午後1時30分から
- 会場
喜多方プラザ文化センター
（喜多方市押切二丁目1番地）
- 詳細は、別添の公表資料をご参照ください。


 福島県内に就職希望の皆さん


 令和6年度

新規高卒者等就職面接会


 対象者

- * 令和7年3月新規高等学校卒業予定者(就職未内定の方)
 - * 令和4年3月以降に高等学校を卒業した方(既卒3年以内の方)
- 


 会津若松会場

10/21(月)

13:00~15:00

会津アピオスペース

(会津若松市インター西90)

問い合わせ

ハローワーク会津若松

0242-26-3333(#42)

福島会場

10/22(火)

13:00~16:00

コラッセふくしま

(福島市三河南町1-20)

問い合わせ

福島新卒応援ハローワーク

024-529-7649


 郡山会場

10/23(水)

13:00~16:30

ビッグパレットふくしま

(郡山市南二丁目52)

問い合わせ

郡山新卒応援ハローワーク

024-927-4633

いわき会場

10/30(水)

13:00~15:30

いわき産業創造館

(LATO6階) (いわき市平字田町120)

問い合わせ

ハローワークいわき

0246-23-1421(#43)

ふくしま 合同就職面接会 & 業界説明会

令和7年4月に就職を迎える
学生等を対象に合同就職面接会開催

県内の魅力ある企業が **80**社

令和6年

10/14 月

50社参加予定

令和6年

11/24 日

30社参加予定

13:00~16:00

ハローワーク等の各機関による
職業相談、各種支援及び
情報提供も行います。

参加企業と参加学生等との
個別面談を各ブースごとに
実施します。



お申し込み・詳細は
ホームページで確認して下さい。

Point!

参加無料

服装自由

入退場自由

予約不要

※当日のご参加も可能ですが、
事前にお申し込みいただくと
スムーズに参加いただけます。

参加対象者

- 令和7年3月に大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校を新規卒業（修了）予定の方
- 令和4年3月以降に上記①を卒業（修了）した方
- 概ね35歳未満の若年求職者
- 卒業・修了年次の前の方
- 保護者等

会場

ビッグパレットふくしま
多目的展示ホールA(1F)

福島県郡山市南二丁目52番地

郡山駅西口から
無料シャトルバス
運行

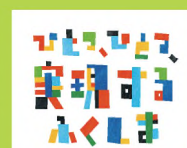


お問い合わせ

事務局：株式会社飛馬 TEL：0246-38-6117

〒972-8316 福島県いわき市常磐西郷町銭田 106-26

主催：厚生労働省福島労働局（新卒応援ハローワーク・ハローワーク）/ 福島県 共催：郡山市
後援：アカデミア・コンソーシアムふくしま / 福島県商工会議所連合会 / 福島県商工会連合会 /
福島県中小企業団体中央会 / 福島県経営者協会連合会 / 福島県中小企業家同友会





令和6年度

障害者就職面接会

会場名	開催日時	開催場所
福島会場	令和6年10月15日(火) 13:00~16:00	コラッセふくしま4階多目的ホール (福島市三河南町1-20)
いわき会場	令和6年10月23日(水) 13:30~16:00	いわき産業創造館(LATOV6階) (いわき市平字田町120)
会津若松会場	令和6年10月25日(金) 13:00~16:00	アピオスペース(展示ホール) (会津若松市インター西90)
郡山会場	令和6年10月29日(火) 13:30~16:00	ビッグパレットふくしま (郡山市南二丁目52)
白河会場	令和6年11月1日(金) 13:30~15:30	東京第一ホテル新白河 (西白河郡西郷村道南東7)
須賀川会場	令和6年10月17日(木) 14:00~16:00	労働福祉会館 1階大会議室 (須賀川市茶畑町65)
相双会場	令和6年11月27日(水) 1部 10:00~12:00 2部 14:00~16:00	道の駅 南相馬 (南相馬市原町区高見町2丁目30-1)
二本松会場	令和6年11月21日(木) 1部 10:00~12:00 2部 14:00~16:00	二本松市市民交流センター (二本松市本町2丁目3-1)



< 令和6年度 障害者面接会のご案内 >

ー 県内8会場で開催 ー

10月、11月に、福島県内のハローワークにおいて、
仕事をお探しの障害のある方と企業の採用ご担当者が
会する就職面接会開催いたします。



♪ 面接会に参加を希望する求職者の皆さまへ

- ・ 仕事を探している障害者の方が対象となります。
- ・ 面接会に参加を希望される方は、開催日の概ね1ヶ月前までに、最寄りのハローワークの窓口まで問合せください。
- ・ 当日は、開催するハローワークの指示に従い、応募書類等を準備してご参加ください。

♪ 面接会に参加を希望する事業所の皆さまへ

- ・ 参加を希望する場合は、障害者用の求人票の提出が必要となりますので、下記にある各会場の「事業所問い合わせ先」までお問い合わせください。
- ・ 事業所参加申込みは、概ね1ヶ月前までに申込みください。なお、各会場とも設置するブースの関係上ご希望どおりご参加いただけないこともありますので御了承ください。

【お問い合わせ・申込み先】県内ハローワーク一覧

会場名	問い合わせ先	電話番号	ハローワーク
福島会場 10/15(火)	求職者	024(534)4121 部門コード45#	ハローワーク福島 専門援助部門
	事業所	024(534)4121 部門コード32#	ハローワーク福島 雇用管理部門
いわき会場 10/23(水)	求職者	0246(23)1421 部門コード44#	ハローワークいわき 専門援助部門
	事業所	0246(23)1421 部門コード32#	ハローワークいわき 助成金コーナー
会津若松会場 10/25(金)	求職者	0242(26)3333 部門コード45#	ハローワーク会津若松 専門援助部門
	事業所	0242(26)3333 部門コード32#	ハローワーク会津若松 求人企画部門(雇用指導官)
郡山会場 10/29(火)	求職者	024(942)8609 部門コード44#	ハローワーク郡山 専門援助部門
	事業所	024(942)8609 部門コード32#	ハローワーク郡山 求人企画部門(雇用指導官)
白河会場 11/1(金)	求職者	0248(24)1256	ハローワーク白河 求人・専門援助部門
	事業所	0248(24)1256	ハローワーク白河 求人・専門援助部門(雇用指導官)
須賀川会場 10/17(木)	求職者	0248(76)8609	ハローワーク須賀川 求人・専門援助部門(障害者相談窓口)
	事業所	0248(76)8609	ハローワーク須賀川 求人・専門援助部門(雇用指導官)
相双会場 11/27(水)	求職者	0244(24)3531	ハローワーク相双 求人・専門援助部門(職業相談係)
	事業所	0244(24)3531	ハローワーク相双 求人・専門援助部門(求人係)
二本松会場 11/21(木)	求職者	0243(23)0343	ハローワーク二本松 求人・専門援助部門
	事業所	0243(23)0343	ハローワーク二本松 求人・専門援助部門(雇用指導官)

年収の壁対策として

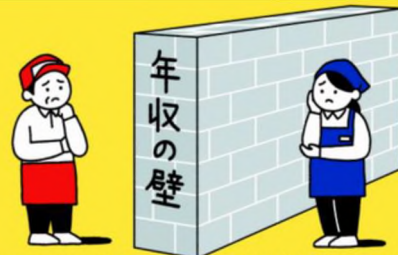
労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取組を行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
 ※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取組が助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
 ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

<例> パート従業員全員 (40人) の時給を**5%UP** (例: 1,000円→1,050円) させる場合

- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
 - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ
- ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ

▶ 賃金規定等改定コース
 キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長メニュー

(1)(2)の併用メニュー

(1)手当等支給メニュー

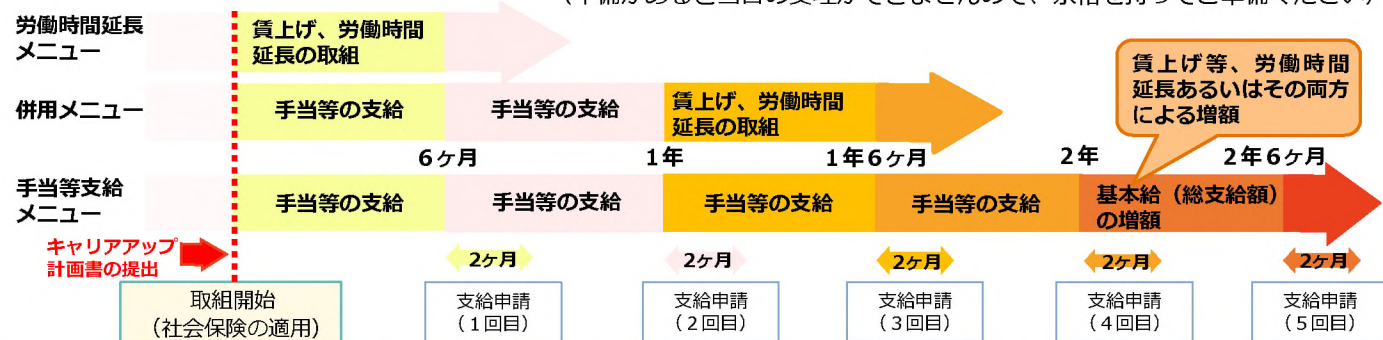
社会保険適用に関する支給要件には該当しません。本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



- キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。
- 最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土・日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



魅力ある職場づくり 推進セミナー

2024年
10
月度

- 第一部 令和7年4月施行 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法
- 第二部 令和6年11月施行 フリーランス法
- 第三部 育児休業復帰支援プランと助成金の活用について

参加無料

 10月	11 日 (金)	16 日 (水)	21 日 (月)	 時間	14:00～16:00
				 定員	各々先着 100 名
 お申込み	福島働き方改革推進支援センター HPよりお申込ください。 ※webでの申込が難しい場合は、右記お問合せ先 へお電話ください。				お問合せ 
働き方改革 福島 検索				福島働き方改革推進支援センター (福島県社会保険労務士会) 〒960-8252福島市御山字三本松19-3 TEL: 0120-541-516	

10月は「年次有給休暇 取得促進期間」です。



Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進特設サイト▶



Refresh!

もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引きいた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

福島県 最低賃金

令和6年

10月5日から

時間額

955 円

前年比

55円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは
福島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



福島労働局

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間
		=	時間額 円
		≥	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間
		=	時間額 円
		≥	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		<ul style="list-style-type: none"> ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

審査

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

審査

4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)


中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 経営強化税制 検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）


中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(⑥と同じ) 

⑧ 中小企業省力化投資補助金 省力化補助金 検索

問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
電話：0570-099-660（9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く））


人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。



⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり補助金 検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）



生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



⑩ 小規模事業者持続化補助金 持続化補助金 検索

問い合わせ先：〈商工会の管轄地域で事業を営む方〉全国商工会連合会
問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
〈商工会議所の管轄地域で事業を営む方〉 電話：03-4330-3480


小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

(商工会地区)  (商工会議所地区) 

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 IT 導入補助金 検索

問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話：0570-666-376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。



⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎ補助金 検索

問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局
(経営革新事業)：050-3000-3550
(専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠)：050-3000-3551

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A時の専門家活用に係る費用、事業承継M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。




3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669


親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。



⑭ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688


下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 価格転嫁指針 検索
 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378


労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 官公需基本方針 検索


「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑰ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 官公需ポータルサイト 検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。




4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 セーフティネット貸付 検索
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795


一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 マル経融資 検索
 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。





5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑳ 建設事業主等に対する助成金


問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 建設事業主等に対する助成金 検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。





⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口

㉔ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉕ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。		

㉖ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。		

㉗ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧





	福島労働局 労働基準部
担当	健康安全課長 田中 暁雄 産業安全専門官 加藤 政和
	電話 024-536-4603(直通)

令和6年度「安全衛生に係る福島労働局長賞」 の受賞者を決定しました。

- 1 福島労働局（局長 井口 真嘉）は、令和6年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する福島労働局長賞」の受賞者を次のとおり決定しました。

<優良賞：2事業場>

（安全確保対策）

○ アルパインマニュファクチャリング株式会社

小野町工場

代表取締役 山崎 雄一

電気機械器具製造業

田村郡小野町大字南田原井字貢中 42

○ 住鋳エナジーマテリアル株式会社

代表取締役 安達 良典

電気機械器具製造業

双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸 1— 1

<奨励賞：6事業場>

(安全確保対策)

○ アルテクロス株式会社 本社・瀬上工場

代表取締役社長執行役員 川崎 元裕
ガラス・同製品製造業
福島市瀬上町字下中川原 17-1

○ 株式会社SCREEN SPE クォーツ

いわき工場

代表取締役社長 伊藤 裕一
ガラス・同製品製造業
いわき市勿来町酒井七反田 22 番 4

○ 東北自然エネルギー株式会社 柳津事業所

事業所長 齋藤 敬
電気業
河沼郡柳津町柳津家の北山 378-55

○ 東北電力ネットワーク株式会社

福島支社 喜多方電力センター

所長 酒井 秀樹
電気業
喜多方市一丁目 4555

○ 丸三製紙株式会社

代表取締役社長 神山 敦
パルプ・紙製造業
南相馬市原町区青葉町 1 丁目 12 番地 1

(健康保持増進等)

○ 株式会社佐久間組

代表取締役 佐久間 哲男
土木工事業
白河市中田 22 番地

<功績賞：2名>

○ 佐藤 一広

一般社団法人福島労働基準協会 理事

○ 鈴木 雅俊

一般社団法人郡山労働基準協会 前専務理事

<安全衛生推進賞：2名>

○ 五十嵐 雄二

陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部 前事務局長

○ 内田 芳充

一般社団法人日本ボイラ協会福島支部 講師

※ 各賞の表彰基準は、別紙のとおりです。

2 表彰式は、(一社)福島県労働基準協会が主催する「令和6年度福島県産業安全衛生大会」にて行われます。

日 時 令和6年10月1日(火) 13時30分から

場 所 喜多方プラザ文化センター(喜多方市押切二丁目1番地)

主催者 一般社団法人福島県労働基準協会 (担当者:伊藤)
所在地:福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階
電話:024-522-6717

※ 取材について

- ・ 本日以降、受賞者に対する取材は自由です。
- ・ 上記2の大会当日は、福島労働局担当者(加藤)が13時から13時20分頃まで、会場受付で上記1の表彰に関する取材に対応します。
なお、当日は、時間の関係で受賞者に対する取材ができないことも想定されますので、御留意ください。

安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰基準(抄)

福島労働局長賞は、以下の安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対して授与するものである。

○ 優良賞

地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場

○ 奨励賞

地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組が他の模範と認められる事業場

○ 団体賞

地域の中で、安全衛生活動を活発に推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績があった団体

※今回は該当なし

○ 功績賞

地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人

○ 安全衛生推進賞

地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島労働局

令和6年9月26日(木)発表

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 渡辺 満
監察監督官 高田 豊和
電話 024(536)4602

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

福島労働局（局長：井口真嘉^{いぐちまさよし}）では、11月11日（月）に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を郡山市にて開催します。

過労死等の防止の重要性について、広く県民に周知を図るこのシンポジウムは、福島県内では平成29年から毎年開催しており、今年で8度目の開催となります。

シンポジウムの概要は以下のとおりです。

シンポジウムの概要

- 1 日 時：令和6年11月11日（月）14：00～16：00（受付13：30～）
- 2 場 所：ビッグパレットふくしま 3階 中会議室B
（郡山市南2丁目52番地）
- 3 主 催：厚生労働省
- 4 後 援：福島県、郡山市
- 5 協 力：過労死等防止対策推進全国センター
全国過労死を考える家族の会 過労死弁護団全国連絡会議
福島県医師会 福島県商工会議所連合会
福島産業保健総合支援センター 福島県労働基準協会
福島県社会保険労務士会 福島民報社 福島民友新聞社
- 6 主な内容：(1) 主催者挨拶・施策説明 福島労働局
(2) 基調講演
「労働と健康
～18万件のメール相談から学ぶ～」
山本 晴義 氏（横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長）
(3) 取組事例報告 福島働き方改革推進支援センター
(4) ご遺族からの声

■□■参加申込について□■□

Webからの申し込みは <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo> をご覧ください。

FAX (03-6264-6445) での申し込みも可能です。

◇◆◇問い合わせ先

株式会社プロセスユニーク 電話:0570-080082 E-mail:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



**参加
無料**

事前申込

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時

2024年**11月11日**(月)
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場

ビッグパレットふくしま
3階 中会議室B
(郡山市南二丁目52番地)

主催：厚生労働省 後援：福島県、郡山市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、福島県医師会、福島県商工会議所連合会、福島産業保健総合支援センター、福島県労働基準協会、福島県社会保険労務士会、福島民報社、福島民友新聞社



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

[主催者挨拶・施策説明] 福島労働局

[基調講演]

「労働と健康 －18万件のメール相談から学ぶ－

山本 晴義 氏

(独法)労働者健康安全機構 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長

[取組事例報告] 福島働き方改革推進支援センター

[ご遺族からの声]

山本 晴義 氏

(独法)労働者健康安全機構
横浜労災病院
勤労者メンタルヘルスセンター長



心療内科医師

産業医学、心療内科に精通するメンタルヘルスのエキスパート。うつ病を始めとする勤労者の精神疾患の予防や治療、職場復帰支援に取り組んでいる。

その日のストレスをその日のうちに解消する「ストレス一日決算主義」を提唱している。

●会場のご案内

ビッグパレットふくしま 3階 中会議室B

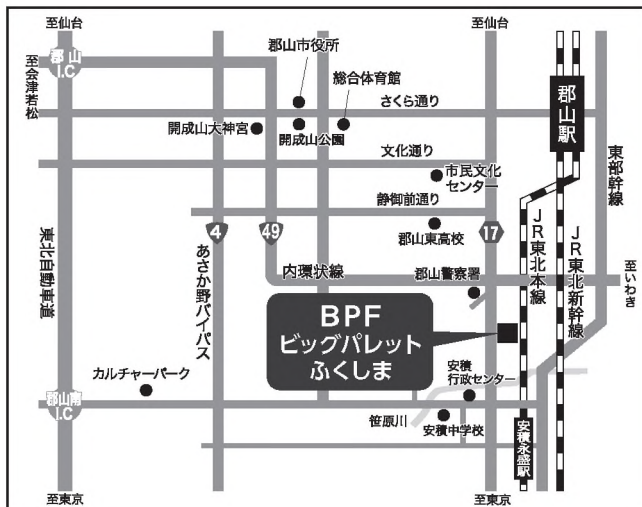
(郡山市南二丁目52番地)

・JR「安積永盛駅」より徒歩約20分(約1.5km)

・JR「郡山駅」西口よりバスで約15分 ※(栄町)柴宮団地行き以外にご乗車下さい。
「1番乗り場」から乗車、「ビッグパレット」下車

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX をお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: _____ ●FAX: _____	
企業・団体名	●E-mail: _____	

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp